

第8次熊本県保健医療計画 項目一覧

資料6-2

項目名			国指針上 必須項目	
第1編 基本構想	第1章 計画策定の考え方		—	
	第2章 計画改定の背景		—	
	第3章 計画の目標と施策の柱		—	
	第4章 地域医療構想の推進		—	
第2編 基本計画	第1章 保健医療圏の設定と基準病床数		必須	
	施策の柱 第2章 生涯を通じた健康づくり	第1節 生活習慣病の発症予防と重症予防	第1項 より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善 第2項 生活習慣病の早期発見・対策	
		第2節 生活機能の維持・向上		
		第3節 社会環境の質の向上		
	施策の柱 第3章 地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供	第1節 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進	第1項 医療機能の適切な分化と連携	必須
			第2項 外来医療に係る医療提供体制の確保 ※外来医療計画を含む	必須
			第3項 医療情報の提供・ネットワーク化	必須
			第4項 医療安全対策	必須
			第5項 人権に配慮した保健医療	
			第6項 移植医療	
			第7項 血液の確保	
		第2節 疾病に応じた保健医療施策の推進	第1項 がん	必須
			第2項 脳卒中	必須
			第3項 心筋梗塞等の心血管疾患	必須
			第4項 糖尿病	必須
			第5項 精神疾患	必須
			第6項 認知症	必須
			第7項 難病	
	第3節 特定の課題に応じた保健医療施策の推進	第1項 在宅医療	必須	
		第2項 救急医療	必須	
		第3項 災害医療	必須	
		第4項 新興感染症発生・まん延時における医療	必須	
		第5項 へき地の医療	必須	
		第6項 周産期医療	必須	
		第7項 小児医療（小児救急医療を含む）	必須	
		第8項 歯科保健医療		
		第9項 母子保健		
第10項 高齢者保健医療福祉（介護保険含む）				
第11項 障がい保健医療福祉				
施策の柱 第4章 地域の保健医療を支える人材の確保・育成	第1節 医師	※医師確保計画を含む	必須	
	第2節 歯科医師		必須	
	第3節 薬剤師	※薬剤師確保計画を含む	必須	
	第4節 保健師・助産師・看護師・准看護師		必須	
	第5節 管理栄養士・栄養士			
	第6節 歯科衛生士・歯科技工士			
	第7節 その他の保健医療従事者			
	第8節 介護・福祉従事者		必須	
施策の柱 第5章 地域における健康危機への対応	第1節 健康危機管理に関する体制			
	第2節 感染症への対策	第1項 感染症対策の推進		
		第2項 結核		
		第3項 エイズ・性感染症・肝炎		
	第3節 食品、医薬品等の安全対策	第1項 食中毒・食品安全		
		第2項 医薬品等の安全対策		
第3編 計画の実現に向けて			—	

※網掛け箇所は、医療計画作成指針上の任意記載項目です。